



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

環境省地域脱炭素推進審議官グループ
令和6年12月13日



脱炭素先行地域



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5°Cに抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、気候変動による影響は深刻化。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的なものであり、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠。
- 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）策定以降、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、地域脱炭素の動きは加速。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例が出てきている。

顕在化した課題

- 小規模地方公共団体を始め、人材・人員不足や財源不足が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- 再エネ導入に伴う地域トラブルの増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- 系統負荷軽減の観点から、再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となるペロブスカイト太陽電池や、DXを活用した高度なエネルギー管理等の、課題を克服するための新たな技術への対応も必要。
- 順次実用化するグリーンスチール等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等のエネルギー需要の多い施設のニーズが増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、地域内の経済循環につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- 顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステークホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る。
- 地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築することが重要であり、地方公共団体が中心となって、脱炭素の大きなムーブメントを起こし、脱炭素型地域経済に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、地域特性に応じた再エネを活用した創意工夫ある地域脱炭素の取組を展開する（「地域脱炭素2.0」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～

①地域脱炭素の横展開

- ・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現とともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関する知見、実践的な具体的ノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- ・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、人員・人材不足や再エネ等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進。
- ・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
- ・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

③情報・技術支援、資金支援、人的支援

(ア) 情報・技術支援

- ・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

(イ) 資金支援の在り方

- ・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
- ・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

(ウ) 人的支援・体制強化

- ・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所等による人材マッチングを強化。
- ・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- ・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
- ・宮農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
- ・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- ・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進。
- ・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギー管理システム（VPP等）を目指すモデルを構築。

⑥新たな技術の地域における実装・需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池や水素等の新技术の導入を支援。公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
- ・グリーンスチール等の更なる環境負荷低減が見込まれる製品をグリーン購入法に基づく基本指針位置付け、公共調達の分野でも需要を拡大。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～



①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- 複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- 廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率先的な取組を加速。

②住宅・建築物等の脱炭素化（暮らしの質の向上・地元企業育成）

- 太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- 建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

③循環経済への移行を通じた脱炭素化

- フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、再資源化事業等高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- 廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割發揮を推進する。
- 2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

④脱炭素型まちづくり

- 立地適正化計画の実行性向上によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- 電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- 農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- 住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

(参考) 地域脱炭素ロードマップの進捗状況

※主な取組を記載

(1) 脱炭素先行地域づくり

- ・脱炭素先行地域(2030年度までに民生部門の電力消費と中心にCO₂排出の実質ゼロを実現する地域)について、82地域を選定（2024年11月時点）し、地域脱炭素推進交付金により支援。
- ・脱炭素先行地域の範囲を超えて活躍しうる地域エネルギー会社等との連携により、脱炭素先行地域外への展開に向けた地域脱炭素の基盤構築を推進。（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）。
- ・選定された脱炭素先行地域の先進性・モデル性の類型について、「地域課題解決」、「地域脱炭素の基盤創出」等の4つの観点から整理し、2024年3月以降公表。
- ・毎年度のフォローアップを通じて、特筆すべき取組事例や課題克服事例を発信。
- ・事業開始後3年程度を目途に中間評価を実施し進捗を確認。

(2) 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- ・全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置き等の自家消費型太陽光発電、ZEH・ZEB、地域共生型再エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業については、149地方公共団体を選定（令和6年11月時点）し、地域脱炭素推進交付金により支援。
- ・地方公共団体・事業者等の利便性向上の観点から、地域脱炭素の取組に対する関係府省の主な支援ツール・枠組み(1府6省164事業)を2022年度以降、毎年度取りまとめ公表。
- ・地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業に対して、脱炭素推進事業債を2023年度に創設（事業費1000億円。2023年度同意等額は約604億円。）

(3) 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

- ・地方環境事務所が中心となった地方支分部局間の連携や地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業等により地域の支援体制を確保。
- ・区域の排出量算定ツール（自治体排出量カルテ）や地域経済循環分析ツール等の政策立案等に資するツールを提供。
- ・脱炭素まちづくりアドバイザー制度を創設これまで96件の専門家を地方公共団体に派遣。また、地方公共団体職員等に対する研修を実施。
- ・脱炭素アドバイザー資格制度認定事業により、脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材がその機能を発揮できるように取組を推進。
- ・株式会社脱炭素化支援機構による投融資（2024年10月時点30件）やふるさと融資の特例により金融面から支援。

(4) ライフスタイルイノベーション

- ・カーボンフットプリント(CFP)算定指針公表や企業のCFP算定支援により脱炭素化の見える化を促進。
- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容を起こすための国民運動として、デコ活を推進。

(5) 制度改革等（ルールのイノベーション）

- ・地域共生型再エネの促進に向け、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度を創設。47の再エネ促進区域が設定済。
- ・洋上風力について、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする制度の創設を盛り込んだ再エネ海域利用法の改正法案を検討。
- ・地熱発電について、地熱開発のリードタイムを二年短縮するとともに、自然公園法・温泉法の運用見直しやIoT活用によるモニタリングを実施。
- ・住宅・建築物について、建築物省エネ法を改正し、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け。

(参考)地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について



- ◆ 地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。
- ◆ 政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても 2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に 御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。

委員名	所属	開催概要
秋元 孝之	芝浦工業大学 建築学部長・教授	第1回：6月28日（金） 地域脱炭素政策の進捗状況 (環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
皆藤 寛	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長	第2回：7月25日（木） 地域脱炭素政策の進捗状況 (環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長	第3回：8月1日（木） 地方公共団体ヒアリング
末吉 里花	一般社団法人工シカル協会 代表理事	第4回：9月10日（火） 民間事業者等ヒアリング
諏訪 孝治	長野県 環境部長	第5回：9月25日（水） 金融機関等ヒアリング
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授	第6回：10月8日（火） 論点整理
竹ヶ原啓介	政策研究大学院大学 教授	第7回：10月29日（火） 取りまとめ骨子（案）
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授	第8回：11月14日（木） 取りまとめ（案）
西尾チヅル	筑波大学 副学長	
オブザーバー		
内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会		